

APPLIC 推奨マーク使用指針

V1.0

2009年10月22日

財団法人 全国地域情報化推進協会

1. 概要

本マークは、地域情報プラットフォームに準拠していることを明確にし、製品のパッケージ、広告媒体等への使用を通じて、地域情報プラットフォームの普及促進を図ることを目的とします。

2. マークの種類

＜準拠登録製品マーク＞



＜準拠登録・相互接続確認製品マーク＞



3. 使用者

原則APPLICの会員であること。

4. 対象製品

＜準拠登録製品マーク＞

APPLIC が示す手続きに則り登録された地域情報プラットフォーム準拠製品であること。

＜準拠登録・相互接続確認製品マーク＞

準拠登録製品であり、かつ APPLIC 主催の相互接続イベントに参加し、成功報告を APPLIC へ提出・登録した製品であること。

5. 使用規定

(1) 形/大きさ

縦横比を変更することはできません。また、準拠登録番号が判読できないサイズまで縮小しないでください。

(2) 色

ロゴマーク中、「準拠登録製品マーク」は、文字[DIC:224]、背景[DIC:99]、「準拠登録・相互接続確認製品マーク」は、文字[DIC:234]、背景[DIC:165]の使用を推奨いたします。

(3) 配置

ロゴマークは、識別が困難になるような背景上に配置しないでください。

ロゴマーク周辺には、適宜スペースを設けてください。

(4) デザイン

準拠登録番号、外枠を含め、デザインの一部の要素を追加、変更することはできません。

(5) 分解

ロゴマークを分解し、デザインの要素を個別に利用することはできません。

6. 準拠登録番号



APPLIC が示す手続きに則り登録された製品に対して APPLIC が発行した準拠登録番号です。

デザインの一部となるため、追加、変更を行うことはできません。

掲載されている準拠登録番号より、APPLIC のホームページに掲載している「準拠登録結果一覧」(<http://www.applc.or.jp/pf/entry/index.html>) に一致する準拠登録番号から、準拠登録の内容、相互接続確認イベントの内容を確認することができます。

7. 禁止事項

上記3、4、5、6を原則とし、以下の事項を規定します。

- 使用用途については、当該推奨マークに刻印されている準拠登録番号に合致した製品のセールス・広報・提案等の活動を対象とし、当該製品以外の同活動（下記参照）への使用は原則禁止とします。

（例）

- APPLIC 推奨マークに記載されている準拠登録番号の製品と異なる製品（バージョン）のカタログ等への掲載。
 - 総合製品カタログなどで、準拠登録していない製品が、同マークの対象に含まれているというような誤解を受ける箇所への掲載。
 - 名刺への掲載
- 準拠登録番号が判読できないサイズでの使用は原則禁止とします。
- 退会等により、APPLIC 会員の資格を喪失した場合は、資格を喪失した時点をもってマークの使用を禁止します。
（資格を喪失した時点で、APPLIC ホームページより関連情報を削除します。）

以上

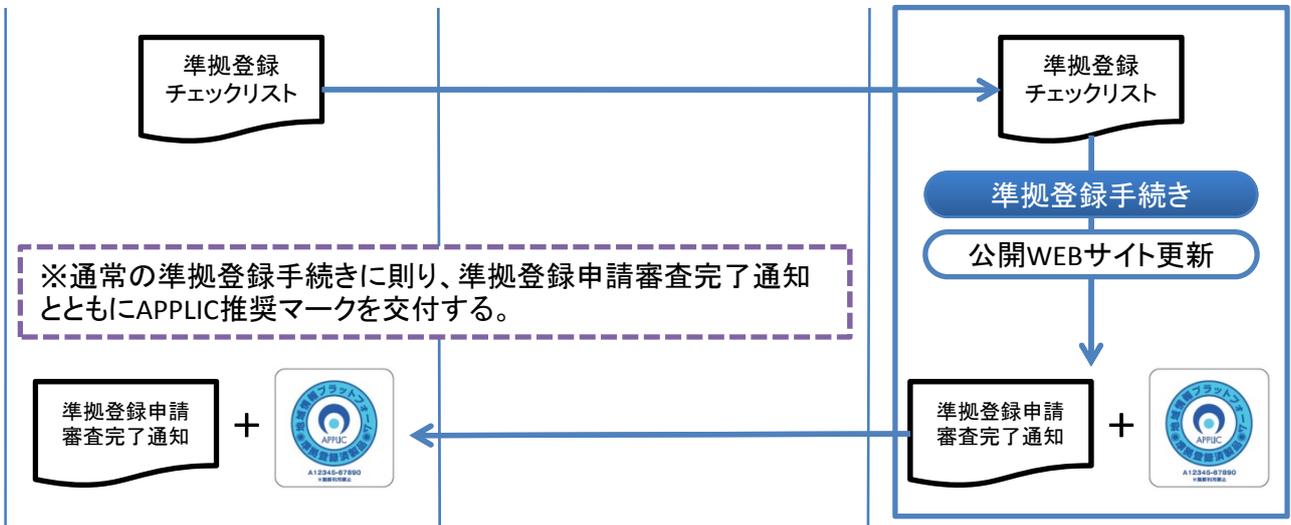
APPLIC推奨マーク運用フロー

申請団体

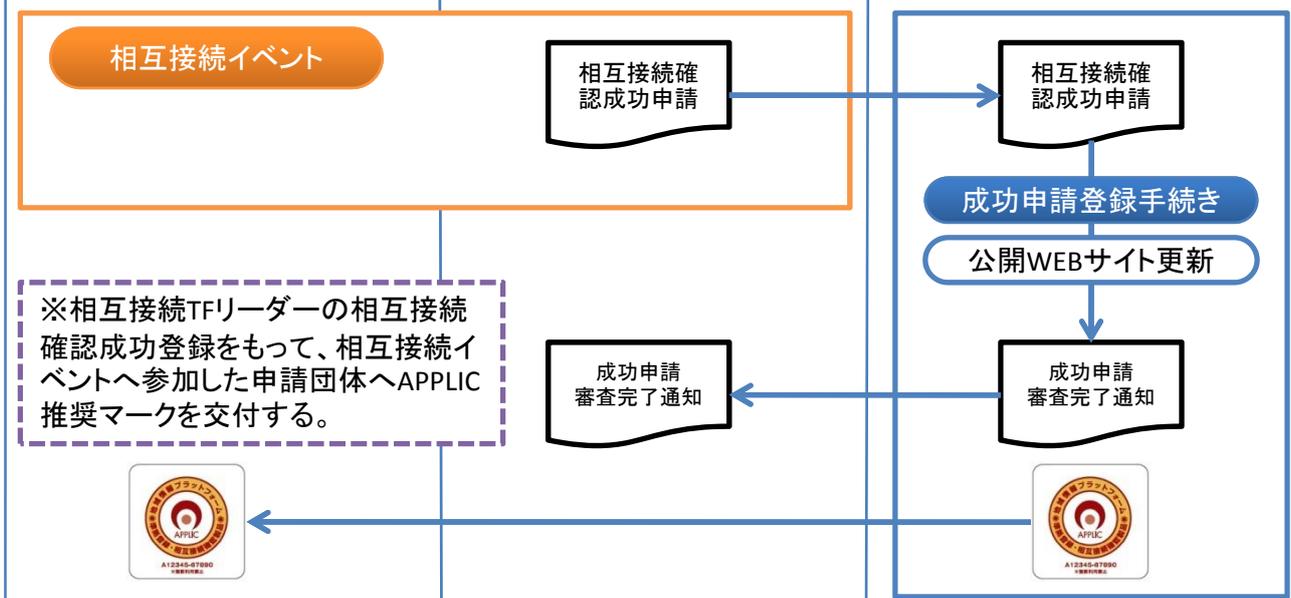
相互接続TF

APPLIC事務局

< 準拠登録製品マーク >



< 準拠登録・相互接続確認製品マーク >



< 廃棄申請 >

